

令和7年度第9回埼玉地方最低賃金審議会（全員協議会）議事録

賃金室長 ただいまより、令和7年度第9回埼玉地方最低賃金審議会全員協議会を開催いたします。本日、委員の出席状況は、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計13名にご出席いただいております。

よって、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日は福田会長及び鈴木会長代理お二人ともご欠席でございます。したがって、本日の審議会は、事務局において進行をしてまいります。

また、本日の審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開いたします。

専門監督官 本日、傍聴者はいらっしゃいません。

本日の資料でございますが、お手元のタブレットでご確認をいただきます。

それでは、まず委員の異動について説明申し上げます。資料1をご覧ください。

資料1は令和8年2月10日に更新いたしました第57期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿でございます。第57期埼玉地方最低賃金審議会委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間でございますが、令和8年1月14日をもって、小畑委員、高橋委員及び矢島委員の3名の労働者代表委員が辞任されました。その後、労働者代表委員候補を募る手続きの後、令和8年2月10日付で筒井委員、迫委員及び山下委員の3名の労働者代表委員がご就任になりました。この3名の労働者代表委員の交代を反映したものが、資料1の委員名簿ということになります。

賃金室長 それでは、新たに就任された3名の労働者代表委員にお一人ずつご挨拶をお願いいたします。まず筒井委員、お願いいたします。

筒井委員 お疲れ様です。UA ゼンセン埼玉県支部の筒井と言います。よろしくお願いいたします。

賃金室長 続いて迫委員をお願いします。

迫委員 皆さんこんにちは。自動車総連埼玉地方協議会の迫です。よろしくお

願いいたします。

賃金室長 続いて山下委員、お願いします。

山下委員 皆さんこんにちは。連合埼玉の山下です。よろしくお願いします。

賃金室長 ありがとうございます。それでは本審議会の議事録確認者を指名させていただきます。公益代表委員は野崎委員にお願いいたします。労働者代表委員は山下委員にお願いいたします。使用者代表委員は廣澤委員にお願いいたします。

専門監督官 続いて、配布資料の確認をお願いいたします。本日は資料1から資料6までの6点の資料、そして参考資料1と参考資料2の2つの参考資料がございます。

資料1は、先ほどご案内申し上げました、第57期埼玉地方最低賃金審議会委員名簿（令和8年2月10日更新）。

資料2は、令和7年度埼玉労働局による最低賃金に関する主な広報活動実績。

資料3は、令和7年度業務改善助成金の交付決定状況。

資料4は、令和8年2月25日、日本労働組合総連合会埼玉県連合会からご提出された特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明。

資料5は、令和4年3月4日に埼玉地方最低賃金審議会で申し合わせられた特定最低賃金の審議についてのガイドライン。

資料6は、昨年度と本年度の特定最低賃金の審議についての概要をまとめたものです。

参考資料1は、令和8年2月27日に開催された第72回中央最低賃金審議会の配布資料。

参考資料2は、同じく令和8年2月27日に開催された第1回目安制度の在り方に関する全員協議会の配布資料になります。

賃金室長 本日は、令和7年度最後の審議となります。後ほど、令和8年度の審議の方向性などについて、ご意見などをいただければと思っております。それでは議事に入ります。議題1は、埼玉労働局による最低賃金関係の取組状況についてです。

専門監督官 最低賃金関係の取り組みとしまして、広報の状況と、それから業務改善助成金の交付決定状況をご報告させていただきます。資料2をご覧ください。令和7年度における埼玉労働局における最低賃金関係の広報の

取り組み状況についてご説明いたします。

年間を通じて広く周知活動を実施いたしました。まず、令和7年4月には、埼玉労働局ホームページに令和7年度の業務改善助成金、賃上げ支援パッケージの情報を掲載するとともに、県、市町村、商工会、商工会議所、防災団体、労使団体、事業者団体等にご案内を送り、広く周知をお願いいたしました。

川越労働基準監督署及び春日部労働基準監督署の窓口にデジタルサイネージを新たに設置し、毎月データを更新して新しい情報を提供できるようにしました。今申し上げたのは、資料2の一番上のものでございます。

中小企業の賃上げを実現するためには、適切な価格転嫁を行える環境整備が重要であるため、埼玉労働局ホームページには、埼玉県ホームページの円滑な価格転嫁に向けた環境整備ページのリンクを掲載しました。

また、社会保険労務士会に依頼して、ホームページに業務改善助成金、賃上げ支援パッケージのご案内を掲載していただきました。

それから、資料2の中段の左側の方の埼玉労働局ホームページに掲載した業種別の生産性向上のヒント集の関係でございますが、業務改善助成金を活用しやすくするよう、過去の生産性向上の事例を業種ごとに編集した生産性向上のヒント集を埼玉労働局ホームページに掲載し、参考にさせていただくよう、関係機関にメールでお知らせをいたしました。

次に、資料2の中段の右の方です。さいたま新都心駅前の大型ビジョンでは、業務改善助成金を周知する動画を令和7年8月の1か月間放映いたしました。

令和7年8月に埼玉県最低賃金の改正の答申がなされた後は、最低賃金額、発効日の周知を行いました。関係機関に改正をメールでご案内するとともに、広報誌等への掲載文例もお送りし、関係機関様のホームページ広報誌への展開をお願いしました。ポスター、パンフレット、リーフレットも関係機関に配布いたしました。

資料2の左下でございますけれども、ハローワーク熊谷の庁舎外壁に周知用の懸垂幕を設置しました。

一般の方が参加する埼玉産業安全衛生大会2025などの催し物でも周知を行いました。今申し上げたのは、資料2の右下でございます。

資料2の2ページ目でございますが、令和7年10月31日には、JR大宮駅、JR熊谷駅構内で周知啓発活動として周知用チラシとティッシュの配布を行いました。連合埼玉様、埼玉県経営者協会様、埼玉県商工会連合会様、埼玉県中小企業団体中央会様、熊谷市様からのご参加をいただき、朝の早い時間であったにもかかわらず、ご協力を賜りましたことを

改めて感謝申し上げます。埼玉労働局からは労働局長と労働基準部長、さいたま労働基準監督署長、熊谷労働基準監督署長、ハローワーク大宮所長、ハローワーク熊谷所長が参加して、労働局全体で取り組みをいたしました。大宮駅での活動の様子は、当日のテレビ埼玉のニュースでも取り上げられました。

続きまして、中段の左の方になります。さいたま新都心駅前大型ビジョンでは、改正埼玉県最低賃金の令和7年11月1日発効と業務改善助成金を周知する動画を令和7年9月16日から令和7年11月15日までの2か月間放映いたしました。

このほか、県内の駅、公共機関、図書館、公民館、道の駅などにポスターの掲示を依頼し、広く県民の皆様に最低賃金を周知するようにいたしました。

中段の右の方のものになりますが、特定最低賃金に限定したイラスト入りのリーフレットも新たに作成をいたしました。

また、右下のものでございますが、埼玉県の特定最低賃金の発効日に合わせ、令和7年12月1日の埼玉新聞の一面に埼玉県の特定最低賃金が改正されましたとの広告の掲載を行いました。

続きまして、資料3をご覧ください。令和7年4月1日から令和7年12月末日までの埼玉労働局における業務改善助成金の交付決定状況をまとめた表になります。この資料には入っておりませんが、前年度の同期であります令和6年4月1日から令和6年12月末日までの埼玉労働局における業務改善助成金の交付決定状況は、全業種計で375件でございました。本年度は全業種計で391件でしたので、前年度同期比で4.3%増ということになりました。

賃金室長 以上の説明に対してご意見ご質問などありますでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

賃金室長 それでは、議題2に移ります。議題2は、特定最低賃金改正の申出の意向の確認についてです。資料4をご覧ください。労働者代表委員からご説明をお願いいたします。

山下委員 はい、それでは山下の方から意向表明についてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。特定の産業別の最低賃金の改正に関わる意向表明となります。例年のとおり5つの特定の意向表明をさせていただきます。

申し出の理由は、非鉄金属製造業と光学機械器具・レンズ、時計・同部品製造業と電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業と輸送用機械器具製造業、この4つについては、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上となっているところで、(5)の自動車小売業につきましては、申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得てというところも含めて、申出の理由とさせていただきたいと思います。

最後に企業間、地域間、組織労働者、未組織労働者間での賃金格差については存在していることから、改正に関わる意向表明とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

賃金室長 ありがとうございます。使用者代表委員の方からご意見などございますか。

(特になし)

賃金室長 よろしいですか。

それでは、特定最低賃金に関して、今後の流れを事務局から説明いたします。

専門監督官 今般、改正の申し出の意向表明がなされました5つの特定最低賃金につきましては、今後、事務局において最低賃金に関する基礎調査などを進めてまいります。別途、正式な改正の申し出がなされたときは、申し出の要件等を満たしているかを確認した上で受理し、改正決定に必要な手続きを進めてまいります。

賃金室長 ただいまの説明について、ご質問などありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の議題に移ります。

議題3は、令和8年度埼玉地方最低賃金審議会の運営についてです。令和8年度埼玉地方最低賃金審議会の運営に関して、特に特定最低賃金の審議の方法について。ご協議をお願いいたします。なお、本日は会長、会長代理ともご不在ですので、最終的な結論を出すのは次回以降、令和8年度に入ってからということにしまして、労使の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

特定最低賃金を改正する場合には、地域別最低賃金である埼玉県最低賃金を上回る額で決定しなければなりません。また、改正の申出の際に添付された事業所内最低賃金に関する労働協約のうち、最も低い額を超

えてはならないとされています。そのため、埼玉県最低賃金の引上げ額によっては、最も低い労働協約の額が埼玉県最低賃金を下回り、結果として改正が困難となる可能性もあります。

このような状況から、特定最低賃金改正の必要性の有無については、埼玉県最低賃金の引上げ額に関し、審議会として一定の結論が示された後でなければ判断できない状況となっております。

こうした点を踏まえ、特定最低賃金については、慎重な審議を行っていただくことはもちろんのこと、審議の効率化を図ることも必要であると考えております。

そこで、次の2点についてご意見をいただきたいと思います。

1点目は、特定最低賃金改定の必要性の有無の判断に係るガイドラインについてです。資料5をご覧ください。特定最低賃金改定の必要性に関する審議を効率的に進めることを目的として、令和4年3月に労使の申し合わせにより、当該判断のためのガイドラインを策定しました。令和4年度以降は、このガイドラインに基づき審議を行っていただいております。

最低賃金については、政府の経済対策の一つとして取り上げられ、国民の関心も高まっております。令和6年度には、特定最低賃金の改正に対し、事業者から異議の申出もなされました。ガイドラインの導入により審議の効率化は図られ、県最低賃金と比較すると短時間で結論に至っていましたが、こうした異議申出があったこと等を踏まえると、今後はこれまで以上に慎重な審議が求められるものと考えられます。

については、特定最低賃金の改正審議における必要性判断のガイドラインについて、見直しの要否をご検討いただきたく、ご意見をお伺いします。

2点目は、特定最低賃金に係る専門部会の議決をもって本審の議決とすることについてです。資料6をご覧ください。令和6年度の審議では、8月初頭に改正の必要性に関する答申を受け、委員の推薦公示を経た後、8月下旬に専門部会委員を選任し、9月初頭に第1回専門部会を全業種合同で開催しました。その後、第2回以降の専門部会を10月初頭までの間に個別に開催しました。

専門部会の開催回数に制限はありませんが、実態としてはいずれの部会も第2回で結審し、すべての専門部会報告書が揃った後、10月初頭に本審を開催して一括答申を行ってまいりました。

しかし、令和7年度の審議においては、従来のスケジュールでは、第3回以降の専門部会開催が必要となった場合に審議の遅延が見込まれ、本審で一括答申とする場合、早期に結審した特定最低賃金の発効日にも影響が及ぶおそれがありました。このため、令和6年度までの一括答申

方式を見直し、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しました。

その結果、本審での答申日程の確保が不要となり、指定日発効により各特定最低賃金の発効日を揃えることが可能となりました。

同条第5項では、専門部会の議決をもって本審の議決とすることができるとされていますが、この適用には専門部会での全会一致が要件とされています。埼玉の特定最低賃金専門部会では、令和7年度も全会一致で結審しており、令和8年度においてもこの要件を満たすことは十分可能であると考えております。

については、令和8年度においても、今年度と同様に専門部会の議決をもって本審の議決とすることの是非について、ご意見をお伺いします。

特定最低賃金については、労使が主導して進めるものとされておりますので、労使双方の委員のご意見を尊重すべきであると考えております。

まず、必要性判断に係るガイドラインの見直しの要否について、労働者代表の皆様のご意見をお伺いします。

迫委員 一点確認させてください。令和7年度の審議会のスケジュールですが、私の記憶が確かならですが、参議院選挙の関係があって、中央での目安審議が遅れるといったところから遅くなり、そこからスケジュールを特賃で組むとなると短くなってしまうので、本年度はこのようなやり方になったという認識だったのですが、それで合っていますか。

賃金室長 おっしゃるとおりです。例年、特定最低賃金の審議は、9月に行っています。専門部会自体は、原則として平日に開催しているところ、9月は休日が多いため、9月中に5業種全ての審議を終えるとなると、委員の皆様はご多忙な方が多いこともあって、審議日程の確保が難しくなります。そこで、専門部会の日程を1日でも多く確保するために、令和8年度も7年度と同じように、一括答申のための本審開催を省略してはどうか、というご提案差し上げております。

迫委員 はい、ありがとうございました。

賃金室長 ガイドラインについては、他にご意見などありますか。

近藤委員 ガイドラインにつきましては、現在確かに埼玉県内においても地賃の上げ幅が大きいということから、一時的に特定最低賃金の金額を上回るという状況がどの業種でも起きてはいますが、その後の各産業の審議によって、特定最低賃金の金額が引きあがり、地賃との差額も一定程度維

持ができています。と思っています。

このガイドラインの運用が難しくなると思われるのは、やはり協定額が地賃の引き上げ後の金額を下回る場合、協定額が差し迫った場合は、このガイドラインの適用が確かに難しくなるかなと思いますが、現状で言うと、先ほど述べた通り、確かに一回は吞まれますが、今の協定額ならびに特定最賃の引き上げ額の状況を考えると、今見直す必要はないのではないかなと考えます。

賃金室長 ありがとうございます。根岸委員、どうぞ。

根岸委員 はい、本質的にこれが出来上がった時のことを思い返しますと、やはり議論に要する時間が、どちらかというと、金額の審議の方にこうウェイトを置く必要があるだろうということで、その必要性の審議に、必要以上に時間をかけるということが、その部分を短縮するっていうところをもう一度考えた時に、やはり今、近藤委員が言ったような背景を考えると、今はこのガイドラインを、これまでどおりに適用するのがいいのではないかなというふうに考えるところであります。

賃金室長 ありがとうございます。
他に労働者側はよろしいでしょうか。

(特になし)

賃金室長 使用者側委員のご意見はいかがでしょう。

廣澤委員 はい、私から申し上げます。
基本的には、この内容で問題ないと考えております。
ただ、先ほど事務局からご説明がありましたとおり、異議申立ての際には「地賃と一本化すべき」との主張があったと記憶しております。
本ガイドラインでは主に「最低協定額」に焦点を当てておりますが、異議申立てを踏まえると、地賃の上げ幅との関係についても一定の考え方を示しておく方が適切ではないかと感じております。
当初、ガイドラインを協議した際には「協定額プラス1円」という点を重視して取りまとめました。しかしその後、地賃の上昇幅が大きくなっている状況も見られます。
そのため、地賃の推移を踏まえつつ、特賃引き上げの必要性を示す形で整理できれば、より分かりやすく、現状に即したガイドラインになるのではないかと考えております。

賃金室長 ガイドラインの中に他の要素も入れたらどうか、というご意見でしょうか。

廣澤委員 うん、そこは、ですから、地賃の上げ幅も見た上で、という点でしょうかね。

先ほどお話ししたように、地賃の上げ幅と最低協定額の上げ幅に大きな乖離が続いている状況だとするならば、協定額だけを見ていて本当にいいのだろうか、という気持ちもあります。

今は、そのあたりが少し気になっている、そんな感じです。

賃金室長 冒頭申し上げたように、今日は何かを決するところまでは想定しておりませんので、ご意見を自由に出していただければと思っておりますが、他の使用者代表の皆様はいかがでしょう。

(特になし)

賃金室長 よろしいですか。公益委員から何かご意見などはありませんでしょうか。

(特になし)

賃金室長 よろしいでしょうか。

2つ目の専門部会の議決をもって本審の議決とすること、これについてもご意見をお伺いしたいのですが、労側の皆様、いかがでしょうか。

近藤委員 関連した質問となりますが、例えば今年度の審議スケジュールの中で、どこかの業種で全会一致が出来ない、取れなかった場合は、その後のような進め方となったのでしょうか。

全会一致となるのを、結構それありきでスケジュールを組みすぎたのではと少し思っています。もし今年度スケジュールで全会一致とならなかった業種があった時にどうなったのかというのを確認させてください。

賃金室長 全会一致で決まらなかった場合は本審に諮る必要がありますので、本審の日程を別途組む必要が出てきます。そうすると答申の時期が遅くなると考えられますが、それを避けるために、6年度と同じく一括答申とするという考え方もあるかと思います。

近藤委員 日程だけ最低でも押さえておいた方が良かったかと思ったところです。駄目だった場合の本審は、開催が遅れてしまうのは仕方がないことかと思いますが、後から決めようとしても意外と日程が合わないことが多いと思います。

加えて全体を通して、特にその6条5項の適用することや、今年度から第1回合同専門部会で書類を持って、お互いの主張、考え方を提出する進め方は、異議申し出があったことに対する一定程度、この審議会からの返答というか対応にはなっているのではないかなと思っていますので、やれることはすべてやるっていう考え方で組まれた今年度スケジュールの考えを踏襲するのは、私としては良いと思っていますところですよ。

賃金室長 近藤委員のご意見は、全会一致という前提で、専門部会の議決をそのまま本審とすること自体は構わないが、全会一致とならなかった時に備えて、本審の一括答申の日程を予備的に確保してはどうか、ということでしょうか。

近藤委員 一括答申の日を持っておいた方がよいのではないかと。

賃金室長 ありがとうございます。使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員 審議回数を増やした背景には、今、近藤委員がおっしゃったように、異議審に対する我々の議論をより深め、正しい結論を導く姿勢を示すという狙いがあったのだと思います。

そうした意味では、令和7年度と同様の審議回数を今回も設定できた方が望ましいと考えています。

ただ一方で万一の、万一のケースに備えるという意味では、スケジュール上ある程度の余裕を確保しておくことも望ましいと思います。

最悪の場合への備えとして、その点も考慮しておく必要があるのではないかと感じています。

賃金室長 他の皆様はいかがでしょう。

藤本委員 すみません。はい。ルールに合致してないかもしれないのですが、特定最低賃金の審議に非常に時間がかかっていると思っていて、地域最賃と特定最賃の差が一番少ないところで10円まで迫っておりますので、将来的には特定最賃を先に審議して、そこの一番低い金額を持って地賃とするっていうような考え方も、将来課題としてはあっていいのかなって

いう気がいたしますね。その方が議論が深まりそうな気がいたします。ちょっと乱暴かもしれませんが。

賃金室長 ありがとうございます。安藤委員、どうぞ。

安藤委員 私の方から、令和7年度には特賃の方では自動車小売の関係でいろいろとお世話になったわけなのですけれども、使用者側としては地域別最低賃金の急速大幅な引き上げもあり、なかなか厳しい状況でございました。

そういった中で、自動車小売だけが唯一3回までというような形になったわけでありまして、それぞれの業種によって、いろいろ交渉経過というのはあると思いますので、そういった部分で、ただ少なくとも私自身としては、それによって他の業種まで巻き込んじゃうと言いますか、引っ張っちゃうっていうのは本意ではないという風な考えも個人的には持っています。

ですので、その部分で事務局の方のご説明の中で、仮に特賃の専門部会で、全会一致が図られないのであれば、本審でという部分が、それが本審の皆様にご迷惑かけちゃうことになると思うのですけれども、他の業種のところは全会一致で見做しで、もう本審にかかって承認されたものとして、見做しでいけるといふ、そういう理解でよろしければ、いいかなと思っていました。繰り返しになりますけど、一つの専門部会の方の、労使交渉と言いますか、それがなかなか決着しなかったがために、他のところまでご迷惑かけちゃうというのは避けたほうがいいなというふうには思っています。

賃金室長 近藤委員から全会一致でなかった場合はどうなるかというご質問に対しては、先ほどお答えした通りですが、基本的に特定最低賃金については労使のイニシアチブで進めることが前提となっています。

改正の必要性の有無に関しては全会一致が原則ということになっていますし、金額に関しても、全会一致であることが望ましいというふうにされていることも踏まえると、本審に諮るというよりは、全会一致で決められるまで、審議回数をさらに重ねるという方法が望ましいと考えます。審議回数が増えれば発効日は他の業種とずれる可能性が高くなりますけれども、労使双方が納得できるまで、議論を尽くしていただくことが大事なのではないか、そのように考えます。

近藤委員 昨年の反省も含めた意見となりますが、もともと埼玉県では地賃も含めて全会一致での採決、その一致点を見出すことを大事にしていまし

た。そのために、それぞれの個別の事情でもなくて、できるだけ客観視できるようなデータに基づいた審議を、各業種、地賃等でもこれまでも進めてこられていたので、もちろん全会一致を目指すことが一番大事にすべきだと思っていますので、そういった意味では、日程よりもその全会一致を目指すべきで、そのための各専門部会での工夫というか、必要に応じて専門部会を増やしても、安藤委員が言われた通り、その業種の発効日が遅れるだけですので、そういった意味でも、この進め方で良いのではないかなと思います。

賃金室長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。以上2点について具体的にどうするかということは、令和8年度の、第1回又は第2回の審議会の場において、決めていただければと思います。

議題3はそこまでとしまして、最後、議題4でございます。委員の皆様から何かありますでしょうか。よろしいですか。

(特になし)

賃金室長 それでは、事務局から中央最低賃金審議会の動きについてお伝えいたします。

専門監督官 中央最低賃金審議会の動きについてお伝えいたします。

参考資料1をご覧ください。こちらは令和8年2月27日に開催された第72回中央最低賃金審議会の配布資料でございます。この中に資料No.3の目安制度の在り方に関する検討の進め方について(案)というものがございます。

この資料No.3の1で検討すべきものとして考えられる事項が、(1)から(5)まで5つ挙げられております。

(3)では発効日についてというものが入っております。また、2(1)で検討体制ということで、目安制度の在り方に関する全員協議会(仮称)で検討するとされております。

2(2)で検討期間でございますが、令和9年度中のとりまとめを目指し、労使の意見により、中央最低賃金審議会における令和8年度の目安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは、令和8年度の目安審議までのとりまとめを目指し検討を進めるとされているところでございます。

続きまして、参考資料2をご覧ください。参考資料2は、先ほどの中央最低賃金審議会と同じく、令和8年2月27日に開催されました第1回目安制度の在り方に関する全員協議会の配布資料になります。

参考資料2の中に資料No. 3 令和7年度中央最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点（案）というものがございます。

この資料で論点（案）として挙げられている5つは、先ほどの資料でもご説明させていただいた、第72回中央最低賃金審議会の配布資料の5つの事項とほぼ同様なものとなっております。

これら5つの事項のうち、労使の意見により、令和8年度の日安審議までに一定の考え方の整理が必要と考えられるものは、令和8年度の日安審議までにとりまとめられる可能性がありますので、本審議会の委員の皆様におかれましても、中央最低賃金審議会及び日安制度の在り方に関する全員協議会の審議の状況には、適宜ご留意いただく必要がございます。

事務局としましても、委員の皆様には、これらの審議の状況が分かり次第、随時その情報を速やかに提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

賃金室長 以上で、本日の議題は終了となります。最後に、労働基準部長より委員の皆様へご挨拶を申し上げます。

労働基準部長 はい、本日は本年度最後の審議会にご参集いただきまして、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、最賃に関わる重要事項について、熱心かつ丁寧なご審議を賜り、心より感謝を申し上げます。

また、非常にお忙しい中、県内各地からお時間を割いてご参画いただき、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。埼玉県は東京圏の中核地域ということで、大きく発展をしております。

それから、多様な産業構造を抱えており、経済活動は年々大きく変化もしております。こうした状況を踏まえながら、多角的視点から活発なご意見をいただき、実りある議論を重ねることができました。

これはひとえに委員の皆様のお力によるものと心から感謝を申し上げます。来年度以降も社会情勢の変化、物価動向、人材確保の課題など、現在の雇用環境、変化していくことが予想されます。

その中にあって、この最賃審の果たす役割というのは、ますます重要性を増してきていると思っております。

引き続き、委員の皆様のご知恵とご協力賜りながら、適切な審議を進めてまいりたいと思っております。

結びに、本年度の委員の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、来年度さらなるご活躍とご健勝を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

賃金室長 以上をもちまして、令和7年度第9回埼玉地方最低賃金審議会全員協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。